# 音声教材配信手引き

一通常学級担任、通級指導学級担任、教育委員会向け―

AccessReading レポート No.1 2018 年 12 月



## 音声教材配信手引きについて

この手引きは、音声教材の利用を希望する、または利用を検討している通常学級担任および通級指導学級担任、教育委員会に向けた手引書です。

音声教材の利用には、音声教材を提供する団体等に利用希望者が申し込みをする手続きが必要です。しかし、実際には、音声教材の利用を希望する児童生徒に印刷物を読むことに障害があること(読むことの困難に関する特別支援教育を受けていること)を示すために、読むことの困難についてのアセスメントの実施や、音声教材の利用環境の確認など、様々な手順が必要になります。

そこで、この手引きでは、「読みの困難さのチェック」→「代表的で簡便なアセスメントの実施」→「音声教材の申請手続き」→「児童生徒への音声教材の提供」までの一連の流れを整理し、音声教材の児童生徒に対する円滑な配信のための枠組みの提案を行います。音声教材の利用を希望される方の手助けとなるよう、この手引きは、随時更新していく予定です。

この手引きをご参照いただき、ご質問や音声教材の利用を希望される場合は、AccessReading (AR) 問い合わせ先(info@accessreading.org)までご連絡ください。

なお、この「音声教材配信手引き」は、「平成29年度音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究 (文部科学省)」(平成30年3月)より一部改変し、作成しました。

## 目次

1. 音声教材配信手引きとは	3
.  音声教材配信手引きの目的	3
1.2 音声教材とは	3
1.3 読みの困難とは	3
1.4 音声教材入手までのステップ	3
2. 通常学級担任の役割・行動指針	5
2.1 読みの困難さのチェック	5
2.2 アセスメント	6
2.3 学びに向けての話し合い	7
2.4 音声教材利用環境の確認	8
2.5 音声教材利用に向けての話し合い	9
2.6 AccessReading (AR) にアクセス	9
2.7 音声教材の入手	10
3. 通級指導学級担任の役割・行動指針	1.1
3.1 読みの困難さのチェック	11
3.2 アセスメント	12
3.3 学びに向けての話し合い	14
3.4 音声教材利用環境の確認	15
3.5 音声教材利用に向けての話し合い	16
3.6 AccessReading (AR) にアクセス	16
3.7 音声教材の入手	16
4. 教育委員会の役割・行動指針	17
4.1 音声教材管理体制の決定・学校への情報提供	17
4.2 教科書情報の確認	17
4.3 音声教材利用環境の確認	17
4.4 申請	18
4.5 音声教材の入手	18
付録	19
付録 2	22
付録3	23
謝辞・奥付	24

## 1. 音声教材配信手引きとは

#### 1.1 音声教材配信手引きの目的

この手引きは、音声教材が読み困難の児童生徒の手元に届くまでに、関係者がどのように行動すればよいのか、その行動指針を示したものです。音声教材入手までに困ったことやその解決方法について、実際に音声教材を利用している家庭や学校、教育委員会から寄せられた声をもとにまとめました。関係者、ステップごとにまとめていますので、必要に応じてご覧ください。この手引きでは、特に通常学級担任、通級指導学級担任、教育委員会に注目し、音声教材入手までの枠組みを提案しています。

#### 1.2 音声教材とは

音声教材とは、視覚障害や肢体不自由、発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される 文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教科書の電子データのことです。パソコンやタブレット等の端末を活用して、教科書に書かれている文章の内容を音声で読み上げる、もしくはレイアウトを見やすいように変更することができます。音声教材の活用により、その子どもが必要とする学習方法で、他の子どもたちと同じ学習内容に参加することができます。音声教材は、特別支援の工夫のひとつとして活用できます。

#### 1.3 読みの困難とは

読みの困難とは、例えば肢体不自由のため印刷物をめくることが難しいことや、視覚障害のため通常の教科書では字が小さくて読みにくいこと、読字障害のため読み上げがあれば内容が理解できるのに内容が読めないなど、印刷物を扱うことに困難がある状態のことを指します。

読みの困難の要因は、知的な遅れだけではありません。肢体不自由、視覚障害、協調運動障害など、色々な理由から生じています。いずれも共通するのは、読むことが苦手なために、教科書に記載されている必要な情報にアクセスすることが難しいことです。放置していると学習が遅れ、その結果、知的発達にも影響が出てきます。学業不振から自己肯定感が下がり、二次障害として不登校や暴力などが生じる可能性もあります。「文字を目で読むかわりに音声で聞く」といった、読みの代替を、児童生徒自身がICT機器を活用することにより、読みの負担を減らし、児童生徒が「じっくり考える」、「内容を理解する」ことに集中することができます。児童生徒が自分で学ぶための道具として、パソコンやタブレット端末などのICT機器を活用することで、学びの機会が広がることが期待されています。

#### 1.4 音声教材入手までのステップ

音声教材が児童生徒の手元に届くまで、大きく7ステップあります。以下の①~⑦までが、音声教材配信の流れになります。それぞれのステップで、児童生徒やかかわる保護者、通常学級担任、通級指導学級担任などが果たす役割も異なります。まず各ステップについて説明を行い、それから各関係者がどのように行動すればよいのか、その行動指針を示します。

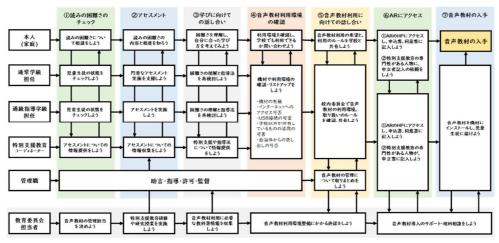


図 1. 音声教材配信フレームワークの全体図

## ①読みの困難さのチェック

児童生徒に読みの困難さがある、またはその状態が示唆される段階です。読みの困難さについて、本人や家庭が教員に相談したり、または教員が学習の遅れから気づくことが多いです。確認シート(付録 I)を活用したり、本人や家庭に聞き取りをし、児童生徒の状態像を把握しましょう。

#### ②アセスメント

客観的な検査や評価により、読みの困難さの内容や程度を明確にする段階です。困難さを明確にすることで、今後必要になる配慮や指導法を検討したり、配慮申請をする際、根拠を示すことができます。

#### ③学びに向けての話し合い

客観的な検査や評価により、読みの困難さの内容や程度を明確にする段階です。困難さを明確にすることで、今後必要になる配慮や指導法を検討したり、配慮申請をする際、根拠を示すこともできます。

#### ④音声教材利用環境の確認

音声教材をどの機材で使用し、どこで誰が管理するのかなど、音声教材利用環境を確認する段階です。実際に使用する機材やネットワーク環境などチェックし、音声教材が利用できるか確認しましょう。

#### ⑤ 音声教材利用に向けての話し合い

音声教材をどこで使用し、誰が管理するのかなど、音声教材利用について関係者で共通理解をもつ段階です。音声教材を学校で利用する場合、校内委員会で共通理解をもつ必要があります。

## ⑥AR にアクセス

音声教材の利用にあたって、音声教材の配信元 (AccessReading: AR) に利用申し込みをする段階です。 申し込み方法について解説します。

#### ⑦音声教材の入手

音声教材のデータを使用する機材にダウンロードし、児童生徒の手元に届けましょう!

## 2. 通常学級担任の役割・行動指針

通常学級は、在籍する児童生徒数が多いため、読み困難は把握されにくく、対応も十分なされにくいことが 課題としてあります。また、支援機器をそろえる環境整備の段階で話し合いが進まず、対応が遅れるケースが 目立ちます。読みの困難さから学業不振になり、その結果様々な二次障害も発生しやすいため、適切な対応 が望まれます。本項では、実際に通常学級で音声教材が使用されているケースから見出された、通常学級担 任の役割と行動指針について説明します。下記の図は、通常学級担任の役割・行動指針と、実際に行動する 時の手助けになるチェックや確認の仕方をまとめになります。

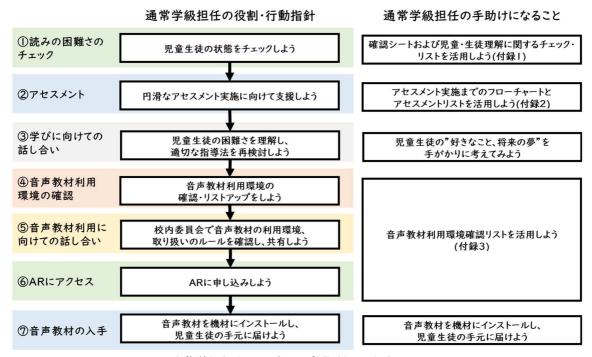


図 2. 通常学級担任の役割・行動指針と、手助けになること

## 2.1. 読みの困難さのチェック

児童生徒に読み書き困難がある、または困難がある可能性が示唆される段階です。学習が困難、または学習しても成果に結びつかない学業不振の背景には、知的な遅れや学習基礎スキルである読み書きの困難さ、環境因など、様々な要因が考えられます。学びづらさに対するチェックとニーズを確認するために、①学びづらさに対する気づきポイント、②確認すること、③気をつけたいことを中心に説明します。

#### ①学びづらさに対する気づきポイント

学業困難状態の把握は、以下のことがきっかけになることが多いです。

- 児童生徒・保護者からの相談
- テストの結果がよくない
- 授業中、宿題、ノートの様子や学習態度 例:漢字が読めない、音読が苦手、読むところが分かっていない、学習意欲が低いなど

## ②確認すること(付録 1)

学びづらさに気づいたら、以下の点を確認してみましょう。以下の点をまとめた確認シート(付録 I)がありますので、活用してください。文科省作成の「児童・生徒理解に関するチェックリスト」もあわせて実施するとよいでしょう。児童生徒や保護者、前の担任から聞き取りをしたり、これまでの記録の確認を行いましょう。

- 本人、保護者、担任の主訴を確認する
- これまで特別支援をうけた来歴を確認する
- これまで受検したことがあるアセスメントの結果を確認する
- これまで受けたことがある医学的診断を確認する
- 児童生徒の興味関心
- テストの結果など、学習評価
- 授業の様子
- 宿題、家庭学習の様子
- 児童生徒の身体面の能力(視力、聴力、不器用さ、指示の通り方など)
- 学習の環境 (例:音、明るさ、席の場所など)
- 特別支援のニーズを確認するチェックリスト (\*文部科学省作成の「児童・生徒理解に関するチェックリスト」参照)

## ③気をつけたいこと

学業不振から、児童生徒の自己肯定感が大きく下がっている場合が多いです。学習には動機づけ(やる気)も大切です。本人の将来の夢ややりたいこと、知りたいことが学習する際の手助けになります。こうした学習のきっかけになるような、児童生徒の将来の夢や好きなことも聞き取りしておきましょう。

## 2.2. アセスメント

困難さのチェックをしたら、その困難の内容と程度を明確にしましょう。アセスメントの種類によっては、学校で実施できず、通級指導学級担当、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターなどの協力が必要な場合や、外部機関で受検する必要がある場合もあります。アセスメントを円滑に実施するために、①アセスメント実施前の確認事項、②アセスメントの種類を中心に説明します。

#### ①アセスメント実施前に必要な確認事項(付録2参照)

アセスメントを実施する前に、いくつか確認する必要事項があります。明確な目的がないままアセスメントを 実施しようとすると、本人や保護者が不安になったり、必要な情報が得られず、せっかく実施したアセスメント の結果が活かされない状態になったりします。確認事項の詳細は付録 2 を参照してください。これらのポイン トを抑えることで、アセスメントの実施が円滑に、かつ有意義なものとなります。

#### ■アセスメント実施におけるインフォームドコンセントの重要性

インフォームドコンセント(informed consent)とは、「十分な情報を得た(伝えられた)上での合意」を意味する概念です。アセスメント結果は個人情報になるため、取り扱いには注意が必要です。本人、保護者、学校が、必要な情報を共有できるよう、情報開示について事前に同意を得ておくことが必要です。外部機関で受

検する際も、保護者、学校、外部機関の間で情報共有ができるよう、事前に双方で同意を得ておくと、アセスメント結果を指導に円滑に活かすことができます。

本人や保護者が、結果を開示したがらないケースがあります。その理由として、アセスメントをすすめられたけれど、実施の意義が伝わっていない場合や、出された結果がどう活用されるのか、見通しがついていない場合や、能力が低いというレッテルをはられるだけではないかと不安になっている場合などがあります。そうした場合は、学習指導に活かすためのアセスメントであることや、個人情報共有の範囲や取り扱い(誰がどこまでその情報を知るのかや、集団守秘義務があることなど)について十分な説明をしましょう。実際どのような結果になるかは、受検してみないと分からないため「例えば目で読むことが周りの児童生徒よりも遅いことが分かった場合、通常の一斉指導では学習が遅れてしまいます。本人も希望もありますが、音声読み上げができる教科書を利用し、耳で聞いて学習するという学び方の選択肢が増えます。」などと伝えてみると、実施の意義が伝わりやすくなります。

## ②アセスメントの種類

学習のベースとなる知的発達の程度と、学習するために必要なスキルである読み書きの「速度」と「正確性」をアセスメントするところからおすすめします。学ぶ環境(学年や年齢平均)と比べ、言語の力や読み書き、学習定着度がどの程度差があるのか、把握することが目的です。必要に応じて、視知覚検査や音韻検査なども実施しましょう。

WISC-IVやK-ABCIIなどは、教育相談センターや医療機関などの専門機関でないと受検できない場合があります。通級指導教室で実施している場合もありますので、実施までの流れがまだ把握できていない場合は、特別支援教育コーディネーターや通級指導学級担任に相談してみることも大切です。本人や保護者もアセスメントについての知識が少ない場合もありますので、必要に応じて情報提供を行いましょう。

読み書き能力を測定する URAWSS II や STRAW は、特別な資格を有しない教員でも教室で実施できます。短時間で実施可能なため、まず読み書きの苦手さからアセスメントしてみるのもよいでしょう。

■これまで受検したことがあるか確認の上、していなければ、ぜひしてほしいアセスメントの例

・知的発達の確認・・・・WISC-IV、K-ABCII

·読み書き速度の確認 ···URAWSSII

·読み書き正確性の確認 ····STRAW、STRAW-R

#### 2.3. 学びに向けての話し合い

アセスメントの結果から、学ぶ環境(学年や年齢平均)と比べ、言語の力や読み書き、学習定着度がどの程度差があるのか把握し、困難状態が明確になったら、次は実際の指導に向けて、関係者が希望や対応を共有しながら話し合いを進めましょう。この段階で、必要に応じて読みの代替手段を取り入れることも検討します。

指導に向けての話し合いについては、①アセスメント結果の確認と共有、②アセスメント結果から考える選択肢、③指導目標を立てる、④指導案を作成する、という流れがあります。

#### ①アセスメント結果の確認と共有

アセスメントの結果を、共有の同意が得られた関係者間で共有します。WISC-IVや K-ABCII など複雑な検査の場合、専門的知識がないと結果の読み取りが難しいこともあります。その場合は、特別支援コーディネ

ーターや通級指導学級担任、スクールカウンセラーなどに相談したり、検査をとった専門機関に直接問い合わせることも可能なことがあります。こうした場合に備えて、情報開示について関係者間で事前に同意を得ておくとよいでしょう。通級利用をしていれば、通級指導学級担任とも共有します。通級を利用していなければ、今後利用について検討してもよいと思われます。また、困難さの内容と程度が明確になると、主訴が変わることもあります。本人、保護者の主訴、希望をあらためて確認しましょう。

#### ②アセスメント結果から考える選択肢

結果を受けて、指導の方法を考えます。読み書きの困難さは、反復練習など治療的アプローチで改善する ケースもありますが、代替アプローチをとることで、学びの遅れが生じにくくなりますので、代替手段や音声教 材の利用についても検討しましょう。

同時に、まだ通級利用をしていない、または検討したことがない場合は、あわせて検討してみるとよいでしょう。利用に抵抗感がある児童生徒や家庭も多いですが、困難さが明確になった段階では、利用が児童生徒のメリットになることも伝わりやすくなっている場合が多いです。児童生徒の学びの応援になるため、選択肢のひとつとして伝えることは大切です。

#### ③指導目標をたてる

指導目標は、学習指導要領に沿って考えましょう。児童生徒に学習意欲がなくなっている場合は、本人の好きなことを手がかりに指導目標を考えてみるとよいでしょう。目標を立てる時は、「I 学び」「2 将来のはたらき方」「3 趣味やライフスタイル」の項目で、本人、保護者、教員(指導者)がそれぞれ希望する内容の聞き取りをします。その際、今、「年間(学期ごと、「年間で)、3 年間、長期、の枠で聞き取りをすると、目標がたてやすくなります。

#### ④指導案の作成

指導目標がたったら、具体的な指導案を検討します。活動、使用教材、参加する上での困難な状態、指導上必要な配慮を決めます。指導案の見直しの際には、改善やチェックする箇所を追記すると、指導の効果が可視化され、再検討しやすくなります。(実際の指導案の作り方は、これから教育現場で聞き取りを行い、精査していく予定です。)

#### 2.4. 音声教材利用環境の確認(付録3参照)

音声教材の使用を検討する際、機材環境が整っていることが必須になります。また、実際に機材を学校で使用する際、学校長や教育委員会に許諾を得る必要がある場合があります。必要な主な確認事項を付録 3 にまとめましたので、チェックしてください。不備や疑問点があった場合や、所有者や機材管理の責任者などが明確でない場合は、まず学校長に確認をしましょう。校内で対応できないケースについては、学校長から教育委員会に問い合わせをするよう依頼しましょう。

#### \*困難と解決事例

- ■タブレットはある。インターネットがない。
- I) AccessReading (AR) に相談し、現在ある機器の媒体を伝えましょう。CD で送ることができ、各媒体にダウンロードする方法をレクチャーしてくれます。

- 2) 教員がもっている個人のインターネット機器を、学校の機器につなげてもよいか校長に確認をしましょう。 教科書のデータは軽いので、つなげる許可をもらえたら実施ができます。
- 3) 教育委員会に、このサイトから教科書をダウンロードするためにインターネットをつなげたい、という趣旨を伝えましょう。危ないサイトでないことが確認されると、許可をもらえることもあります。
- ■音声教材を利用したい児童生徒は複数人いるが、学校に1台しか使用できる機器がない。
- I) AccessReading (AR) にその旨を連絡しましょう。どのようにデータを管理するか、使いわけるかの方法をレクチャーしてくれます。
- 2) 児童生徒が個人でもっている機器が利用できるのか、確認しましょう。もし利用ができる場合は、学校への持ち込みの約束(例:ゲームはつかわない、壊れたときの対応について)を決め、利用しましょう。家に持ち帰ることになるので、データ管理をする人を家庭の人にも了承をとっておきたい場合は、AR にその旨を連絡しましょう。データの管理方法についてレクチャーしてくれます。

## 2.5. 音声教材使用に向けての話し合い

学校で音声教材を使用する場合、管理職や他の教員と校内委員会を開き、児童生徒に必要な指導案と、機材の管理、ネットワークの確認、音声教材管理についての共通理解をもちます。校内で解決できない場合は、管理職から教育委員会に音声教材利用にかかわる許諾について問い合わせましょう。

## 2.6. AccessReading (AR) にアクセス

音声教材利用環境が整ったら、ARウェブサイトより申請の手続きをします。手順としては、①ARのウェブサイトにアクセスし、学校で使用する場合は学校申し込みから申請します。家庭で使用する場合は個人申し込みから申請します。教育委員会が一括して各自治体の学校の申請をする場合は、教育委員会からの申し込みから申請します。②事務局から送られた同意書、教科書情報を記入します。③申立書の記入は、特別支援の専門性のある人に依頼してください。④同意書、申立書、教科書情報をAR事務局に送付します。申請手順の詳細は、ウェブサイトをご覧ください。

なお、音声教材は、文部科学省の委託を受けた以下の製作団体が製作し、読みが困難な児童生徒に無償で提供されています。AR以外の下記の団体も提供を行っているので、確認してみましょう。

■音声教材を提供している団体

「マルチメディアデイジー教科書」 日本障害者リハビリテーション協会 「AccessReading (AR)」 東京大学先端科学技術研究センター

「音声教材 BEAM」 NPO 法人エッジ

「音声付教科書」 NPO 法人テストと学習環境のユニバーサルデザイン研究機構

#### ■同意書、申立書、教科書情報の送付

同意書はデータ管理者が記入します。申立書は、児童生徒の読みが困難な状態について記載します。特別支援の専門性のある人(特別支援教育コーディネーター、通級指導学級担任、医師、スクールカウンセラーなど)に依頼し、児童生徒の困難な状態について記入してください。

## 2.7. 音声教材の入手

利用者の申請が受理されると、AccessReading (AR) ウェブサイトにログインする ID とパスワードが発行されます。ログインをすると利用希望をした音声教材のデータをダウンロードすることができます。申請・利用方法については、ウェブサイトに詳述しておりますので、ご覧ください。

使用を開始したら、データの管理や年度更新手続きのチェックや申請を行っていきます。年間通じて、流出には注意しましょう。実際に使用してみて、指導に使わないと判断した場合は、音声教材は削除してください。 I 月頃に更新の連絡が AR からメールで送信されますので、その頃に来年度の使用も再検討しましょう。担任が変わるケースもありますので、次年度への引き継ぎも大切です。作成した確認シートや特別支援のニーズを引き継ぎ、試してみて有効だった手段、効果がなかった手段の振り返りも必ず行いましょう。

実際に使ってみて、操作方法などが分からない場合は、ウェブサイトまたは毎月開催されている体験講座 の参加をしてみるとよいでしょう。

## 3. 通級指導学級担任の役割・行動指針

通級指導学級では、I 回で指導できる時間も限られているため、通級指導の中ではアセスメントも学習指導も十分なされにくいことが課題としてあります。児童生徒の困難さは通常学級で明確になっているケースもありますが、児童生徒の情緒面での問題が注目され、なかなか学習指導に取り組めないケースもあります。しかし、通級指導学級は児童生徒と I 対 I で学びに取り組める環境であり、児童生徒のニーズに合わせた指導が実践できます。

また、通級指導学級担任は、まだ通級を利用していない普通級に在籍する児童生徒について、その学級担任から相談を受けるケースもあるでしょう。その際も、このフレームワークを活用できます。本項では、実際に通級指導学級で音声教材が使用されているケースから見出された、通級指導学級担任の役割と行動指針について説明します。下記の図で、通級指導学級担任の役割・行動指針と、実際に行動する時の手助けになるチェックや確認の仕方をまとめました。

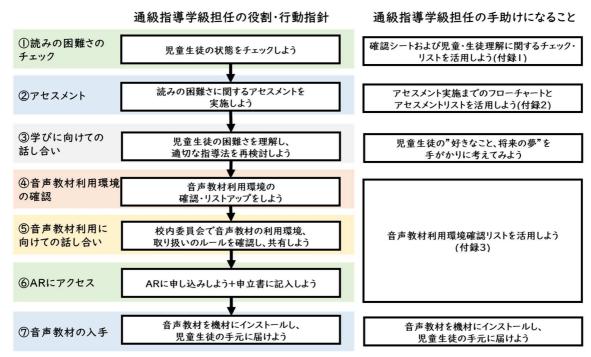


図 3. 通級指導学級担任の役割・行動指針と、手助けになること

## 3.1. 読みの困難さのチェック

通級を利用する過程で、児童生徒の状態像についてまとまった資料が作成されていると思われます。また、WISC-IV などのアセスメントが実施されているケースもあるでしょう。まだ利用を始めたばかりで情報が集まっていない場合や、指導の効果がみられない場合などに、あらためて現状を確認することは大切です。確認シート(付録 1)を用いて児童生徒の困難さをチェックしましょう。

#### ①学びづらさに対する気づきポイント

学業困難状態の把握は、以下のことがきっかけになることが多いです。

■ 児童生徒・保護者からの相談

- テストの結果がよくない(在籍級の担任に必ず確認しましょう)
- 授業中、宿題、ノートの様子や学習態度 例:漢字が読めない、音読が苦手、読むところが分かっていない、学習意欲が低いなど

## ②確認すること(付録 I)

学びづらさに気づいたら、以下の点を確認してみましょう。確認シート(付録 I)がありますので、活用してください。児童生徒や保護者、在籍級の担任から聞き取りをしたり、これまでの記録の確認を行いましょう。特に、在籍級での学習状況は「苦手」とだけ表現されて具体的に伝わっていないことが多いので、テストの点数や「かけ算が定着していない」など、具体的に把握するように聞き取りをしましょう。

- 本人、保護者、担任の主訴を確認する
- これまで特別支援をうけた来歴を確認する
- これまで受検したことがあるアセスメントの結果を確認する
- これまで受けたことがある医学的診断を確認する
- 児童生徒の興味関心
- テストの結果など、学習評価
- 授業の様子
- 宿題、家庭学習の様子
- 児童生徒の身体面の能力(視力、聴力、不器用さ、指示の通り方など)
- 学習の環境 (例:音、明るさ、席の場所など)
- 特別支援のニーズを確認するチェックリスト (\*文科省作成の「児童・生徒理解に関するチェックリスト」参照)

## ③気をつけたいこと

学業不振から、児童生徒の自己肯定感が大きく下がっている場合が多く、在籍級では不適応状態になった 児童生徒が通っているケースもあります。そうした場合、自己肯定感を高める取り組みや、対人関係を円滑に するための指導が行われるケースもありますが、その分学習が遅れることにもあり、ジレンマを抱える教員も 多いです。学習には動機づけ(やる気)が大切です。本人の将来の夢ややりたいこと、知りたいことが学習する 際の手助けになります。こうした学習のきっかけになるような、児童生徒の将来の夢や好きなことも聞き取りし ておきましょう。

#### 3.2. アセスメント

困難さのチェックをしたら、その困難の内容と程度を明確にしましょう。通級指導学級を利用する際に、すでにいくつかアセスメントが実施されていることも多いと思われます。アセスメントの種類によっては、学校で実施できず、通級指導学級担任、カウンセラー、コーディネーターなどの協力が必要な場合や、外部機関で受検する必要がある場合もあります。アセスメントを円滑に実施するために、①アセスメント実施前に必要な確認事項、②アセスメントの種類を中心に説明します。

## ①アセスメント実施前に必要な確認事項(付録2参照)

アセスメントを実施する前に、いくつか確認する必要事項があります。明確な目的がないままアセスメントを 実施しようとすると、本人や保護者が不安になったり、必要な情報が得られず、時間がもったいないことになっ たりします。詳しい手続きは付録 2 を参照してください。これらのポイントを抑えることで、アセスメントの実施 が円滑になります。

#### ■アセスメント実施におけるインフォームドコンセントの重要性

インフォームドコンセント(informed consent)とは、「十分な情報を得た(伝えられた)上での合意」を意味する概念です。アセスメント結果は個人情報になるため、取り扱いには注意が必要です。本人、保護者、学校が、必要な情報を共有できるよう、情報開示について事前に同意を得ておくことが必要です。外部機関で受検する際も、保護者、学校、外部機関の間で情報共有ができるよう、事前に双方で同意を得ておくと、アセスメント結果を指導に円滑に活かすことができます。

本人や保護者が、結果を開示したがらないケースがあります。その理由として、アセスメントをすすめられたけれど、実施の意義が伝わっていない場合や、出された結果がどう活用されるのか、見通しがついていない場合や、能力が低いというレッテルをはられるだけではないかと不安になっている場合などがあります。そうした場合は、学習指導に活かすためのアセスメントであることや、個人情報共有の範囲や取り扱い(誰がどこまでその情報を知るのかや、集団守秘義務があることなど)について十分な説明をしましょう。実際どのような結果になるかは、受検してみないと分からないため「例えば目で読むことが周りの児童生徒よりも遅いことが分かった場合、通常の一斉指導では学習が遅れてしまいます。本人も希望もありますが、音声読み上げができる教科書を利用し、耳で聞いて学習するという学び方の選択肢が増えます。」などと伝えてみると、実施の意義が伝わりやすくなります。

#### ②アセスメントの種類

学習のベースとなる知的発達の程度と、学習するために必要なスキルである読み書きの速度と正確性をアセスメントするところからおすすめします。学ぶ環境(学年や年齢平均)と比べ、言語の力や読み書き、学習定着度がどの程度差があるのか、把握することが目的です。必要に応じて、視知覚検査や音韻検査なども実施しましょう。

WISC-IVやK-ABCIIなどは、教育相談センターや医療機関などの専門機関でないと受検できない場合があります。通級指導教室に検査用具があれば、実際の学習場面との比較も行いやすいので、目的に応じて実施しましょう。本人や保護者もアセスメントについての知識が少ない場合もありますので、必要に応じて情報提供を行いましょう。

読み書き能力を測定する URAWSS II や STRAW は、特別な資格を有しない教員でも教室で実施できます。短時間で実施可能なため、まず読み書きの苦手さからアセスメントしてみるのもよいでしょう。

■これまで受検したことがあるか確認の上、していなければ、ぜひしてほしいアセスメント

·知的発達の確認 ···WISC-IV、K-ABCII

·読み書き速度の確認 ····URAWSSII

·読み書き正確性の確認 ···STRAW、STRAW-R

なお、通級では下記にあげる検査も実施できる場合があります。上記の検査だけでは分からない側面もあるため、上記の検査の結果、さらに気になる点が出てきた場合に、可能であれば実施してください。

#### ■補足検査

・語彙の理解力の検査・・・・PVT-R

・言語スキルの全体像を捉える検査 ・・・LCSA

・複雑図形などの視知覚に関する検査・・・・RCFT

・読書速度や視知覚に関する検査・・・・MNREAD、MNREAD-J

・特殊音声や読み書きに関する検査 ・・・MIM

・読解力に関する検査・・・・・読書力診断テスト(先端研との協力研究が必要)

#### 3.3. 学びに向けての話し合い

アセスメントの結果から、学ぶ環境(学年や年齢平均)と比べ、言語の力や読み書き、学習定着度がどの程度差があるのか把握できたら、次は実際の指導に向けて、関係者が希望や対応を共有しながら話し合いを進めましょう。この段階で、必要に応じて代替手段を取り入れることも検討します。

指導に向けての話し合いについては、①アセスメント結果の確認と共有、②アセスメント結果から考える選択肢、③指導目標を立てる、④指導案を作成する、という流れがあります。

## ①アセスメント結果の確認と共有

アセスメントの結果を、共有の同意が得られた関係者間で共有します。WISC-IVや K-ABCII など複雑な検査の場合、専門的知識がないと結果の読み取りが難しいこともあります。その場合は、特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーなどに相談したり、検査をとった専門機関に直接問い合わせることも可能なことがあります。こうした場合に備えて、情報開示について関係者間で事前に同意を得ておくとよいでしょう。在籍級の担任とも、この段階で児童生徒がまだ通級を利用していなければ、今後利用について検討してもよいと思われます。また、困難さの内容と程度が明確になると、主訴が変わることもあります。本人、保護者の主訴、希望をあらためて確認しましょう。

#### ②アセスメント結果から考える選択肢

結果を受けて、指導の方法を考えます。読み書きの困難さは、反復練習など治療的アプローチで改善する ケースもありますが、代替アプローチをとることで、学びの遅れが生じにくくなりますので、代替手段や音声教 材の利用についても検討しましょう。

同時に、まだ通級利用をしていない、または検討したことがない場合は、あわせて検討してみるとよいでしょう。利用に抵抗感がある児童生徒や家庭も多いですが、困難さが明確になった段階では、利用が児童生徒のメリットになることも伝わりやすくなっている場合が多いです。児童生徒の学びの応援になるため、選択肢の一つとして伝えることは大切です。

#### ③指導目標をたてる

指導目標は、学習指導要領に沿って考えましょう。児童生徒に学習意欲がなくなっている場合は、本人の好きなことを手がかりに指導目標を考えてみるとよいでしょう。目標を立てる時は、「I 学び」「2 将来のはたらき

方」「3 趣味やライフスタイル」の項目で、本人、保護者、教員(指導者)がそれぞれ希望する内容の聞き取りをします。その際、今、「年間(学期ごと、「年間で)、3 年間、長期、の枠で聞き取りをすると、目標がたてやすくなります。

#### ④指導案の作成

指導目標がたったら、具体的な指導案を検討します。活動、使用教材、参加する上での困難な状態、指導上必要な配慮を決めます。指導案の見直しの際には、改善やチェックする箇所を追記すると、指導の効果が可視化され、再検討しやすくなります。(実際の指導案の作り方は、これから教育現場で聞き取りを行い、精査していく予定です。)

## 3.4. 音声教材利用環境の確認(付録3参照)

音声教材の使用を検討する際、機材環境が整っていることが必須になります。また、実際に機材を学校で使用する際、学校長や教育委員会に許諾を得る必要がある場合があります。必要な主な確認事項を付録 3 にまとめましたので、チェックしてください。不備や疑問点があった場合や、所有者や機材管理の責任者などが明確でない場合は、まず学校長に確認をしましょう。校内で対応できないケースについては、学校長から教育委員会に問い合わせをするよう依頼しましょう。

また、通級で音声教材を利用する場合、児童生徒の希望があれば、通常学級の授業でも活用できるか、在籍級担任および学校長に問い合わせをしましょう。

#### \*困難と解決事例

- ■タブレットはある。インターネットがない。
- I) Access Reading (AR) に相談し、現在ある機器の媒体を伝えましょう。CD で送ることができ、各媒体にダウンロードする方法をレクチャーしてくれます。
- 2) 教員がもっている個人のインターネット機器を、学校の機器につなげてもよいか校長に確認をしましょう。 教科書のデータは軽いので、つなげる許可をもらえたら実施ができます。
- 3) 教育委員会に、このサイトから教科書をダウンロードするためにインターネットをつなげたい、という趣旨を伝えましょう。危ないサイトでないことが確認されると、許可をもらえることもあります。
- ■音声教材を利用したい児童生徒は複数人いるが、学校に1台しか使用できる機器がない。
- I) AccessReading (AR) にその旨を連絡しましょう。どのようにデータを管理するか、使いわけるかの方法をレクチャーしてくれます。
- 2) 児童生徒が個人でもっている機器が利用できるのか、確認しましょう。もし利用ができる場合は、学校への持ち込みの約束(例:ゲームはつかわない、壊れたときの対応について)を決め、利用しましょう。家に持ち帰ることになるので、データ管理をする人を家庭の人にも了承をとっておきたい場合は、AR にその旨を連絡しましょう。データの管理方法についてレクチャーしてくれます。

#### 3.5. 音声教材使用に向けての話し合い

学校で音声教材を使用する場合、管理職や他の教員と校内委員会を開き、児童生徒に必要な指導案と、機材の管理、ネットワークの確認、音声教材管理についての共通理解をもちます。また、通級で音声教材を利

用する場合、児童生徒の希望があれば、通常学級の授業でも活用できるか、在籍級担任および学校長に問い合わせをしましょう。環境が異なるため、どちらかでしか使えない場合もあるかもしれません。また、通常学級での使用に理解が得られない場合は、児童生徒のアセスメント結果を根拠に、必要な合理的配慮であることを伝えましょう。校内で解決できない場合は、管理職から教育委員会に音声教材利用にかかわる許諾について問い合わせましょう。

## 3.6. AccessReading (AR) にアクセス

ARウェブサイトより申請の手続きをします。手順としては、①ARのウェブサイトにアクセスし、学校で使用する場合は<u>学校申し込み</u>から申請します。家庭で使用する場合は<u>個人申し込み</u>から申請します。②事務局から送られた同意書、教科書情報を記入します。③申立書の記入は、特別支援の専門性のある人に依頼してください。④同意書、申立書、教科書情報を AR 事務局に送付します。申請手順の詳細は、ホームページをご覧ください。

なお、音声教材は、文部科学省の委託を受けた以下の製作団体が音声教材を製作し、読み書きが困難な 児童生徒に無償で提供しています。AR以外の団体も提供を行っているので、確認してみましょう。

#### ■音声教材を提供している団体

「マルチメディアデイジー教科書」 日本障害者リハビリテーション協会

「AccessReading (AR)」 東京大学先端科学技術研究センター

「音声教材 BEAM」 NPO 法人エッジ

「音声付教科書」 NPO 法人テストと学習環境のユニバーサルデザイン研究機構

#### ■同意書、申立書、教科書情報の送付

同意書はデータ管理者が記入します。申立書は、児童生徒の読みが困難な状態について記載します。特別支援の専門性のある人に依頼をしましょう。特別支援教育コーディネーター、通級指導学級担任、医師、スクールカウンセラーなどが該当します。

## 3.7. 音声教材の入手

利用者の申請が受理されると、AccessReading (AR) ウェブサイトにログインする ID とパスワードが発行されます。ログインをすると利用希望をした音声教材のデータをダウンロードすることができます。申請・利用方法については、ウェブサイトに詳述しておりますので、ご覧ください。

使用を開始したら、データの管理や年度更新手続きのチェックや申請を行っていきます。年間通じて、流出には注意しましょう。実際に使用してみて、指導に使わないと判断した場合は、音声教材は削除してください。 I 月頃に更新の連絡が AR からメールで送信されますので、その頃に来年度の使用も再検討しましょう。担任が変わるケースもありますので、次年度への引き継ぎも大切です。作成した確認シートや特別支援のニーズを引き継ぎ、試してみて有効だった手段、効果がなかった手段の振り返りも必ず行いましょう。

実際に使ってみて、操作方法などが分からない場合は、ウェブサイトまたは毎月開催されている体験講座 の参加をしてみるとよいでしょう。

## 4. 教育委員会の役割・行動指針

AccessReading (AR) は、教育委員会を通して管轄内小学校・中学校を一括管理することもできます。域内の学校関係者、保護者等からの問い合わせに対し案内したり、研修会等において理解促進したり、導入にあたり管轄内学校に巡回サポートを行っている自治体もあります。本項は、実際に教育委員会が主体となってICT機器の導入をサポートしたケースを参考に、フレームワークをまとめました。

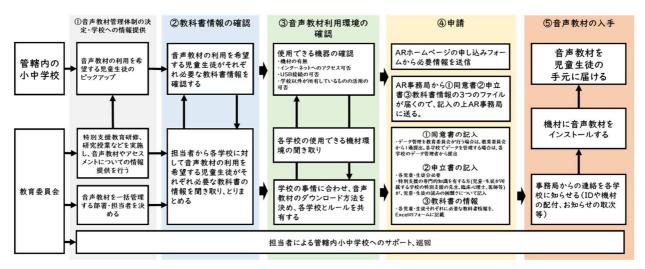


図 4. 教育委員会における音声教材配信フレームワーク

## 4.1. 音声教材管理体制の決定・学校への情報提供

音声教材導入にあたり、教育委員会のどの部署が管理担当をするのか決定しましょう。特別支援教育にかかわる部署が担当するケースがあります。

また、特別支援教育に関する研修会など実施し、管轄内小学校の教員に向けて、アセスメントに関する研修 や ICT 機器活用や音声教材に関する情報提供を行っている自治体もあります。音声教材に関する普及活動 を行うことは、教員の指導法の選択肢が増え、児童生徒の学びの機会が保障されることにもつながります。

#### 4.2. 教科書情報の確認

音声教材の一括管理を行うためには、まず音声教材の利用を検討している児童生徒の存在を確認し、それ ぞれが必要とする教科書を把握する必要があります。各校の特別支援担当者に、ニーズの聞き取りを行いま しょう。

児童生徒に実際にかかわるのは、管轄内学校の教員になります。各教員の役割については、2、3 項をご覧ください。読み困難の状態をどう把握したらよいか分からないといった相談があった場合は、アセスメントに関する情報提供をしましょう。

## 4.3. 音声教材利用環境の確認(付録3参照)

音声教材を利用するための機材やネットワーク環境の確認を行います。管轄内学校の機材環境について、 付録3を参照しながら聞き取りをしましょう。必要に応じて、環境整備に関する許諾を行います。

#### 4.4. 申請

AccessReading (AR) ホームページの申し込みフォームから必要情報を送信します。AR 事務局から①同意書②申立書③教科書情報の3つのファイルが届くので、記入の上AR 事務局に送りましょう。

#### ①同意書の記入

- ・データ管理を教育委員会が行う場合は、教育委員会から1通提出します
- ・各学校でデータを管理する場合は、各学校のデータ管理者から提出します

#### ②申立書の記入

- ・各児童・生徒分必要です
- ・特別支援の専門的知識を有する方(児童・生徒が所属する学校の特別支援の先生、臨床心理士、医師等)が、児童・生徒の読みの困難さについて記入します

## ③教科書の情報

·各児童·生徒それぞれに必要な教科書情報を、Excel のフォームに入力します。

#### 4.5. 音声教材の入手

利用者の申請が受理されると、AccessReading (AR) ウェブサイトにログインする ID とパスワードが発行されます。ログインをすると利用希望をした音声教材のデータをダウンロードすることができます。申請・利用方法については、ウェブサイトに詳述しておりますので、ご覧ください。

学校との取り決めに従って、音声教材を機材にインストールします。教育委員会の担当者が行い、各機材を 学校に届けるケースと、学校で音声教材を機材にインストールし、児童生徒の手元に届ける場合があります。 学校で導入する場合、ダウンロード方法や使用方法が分からないケースもあるため、教育委員会で電話相談 や巡回相談を実施し、導入のサポートをしましょう。

学校で使用が開始されたら、データの管理や年度更新手続きのチェックや学校へのリマインドを行いましょう。年間通じて、流出には注意しましょう。実際に使用してみて、指導に使わないと判断した場合は、音声教材は削除してください。 I 月頃に更新の連絡が AR からメールで送信されますので、その頃に来年度の使用も再検討しましょう。担任が変わるケースもありますので、次年度への引き継ぎも大切です。作成した確認シートや特別支援のニーズを引き継ぎ、試してみて有効だった手段、効果がなかった手段の振り返りも必ず行うよう、学校に働きかけましょう。

実際に使ってみて、教員が操作方法などが分からず相談してきた場合は、ウェブサイトまたは毎月開催されている体験講座の参加を促してみるのもよいでしょう。

## 確認シート

児童生徒の氏名:	学年:

主訴

児童生徒本人の主訴:

保護者の主訴:

例:読んでも分からない

例:なかなか学習に取り組もうとしない 宿題をしない

担任の主訴:

例:学習への意欲が低い

学習しても定着しない

## 特別支援を受けた来歴

## これまでの指導の工夫:

例: 反復学習、学年を戻っての振り返り、時間を短くしての学習 読んでいる箇所を指でさしながら読み上げる

#### 上記の指導の結果、改善した点:

指導しても変化がなかった点:

例:指で示した方が読んでいる箇所が分かりやす 例:指導内容が定着しない いよう

#### 通常学級以外で支援を受けている場所(通級指導学級、民間の療育機関など):

例:保育園のころ、行政の療育機関に通っていた。小学校進学に伴い終結。

#### アセスメントの受検歴

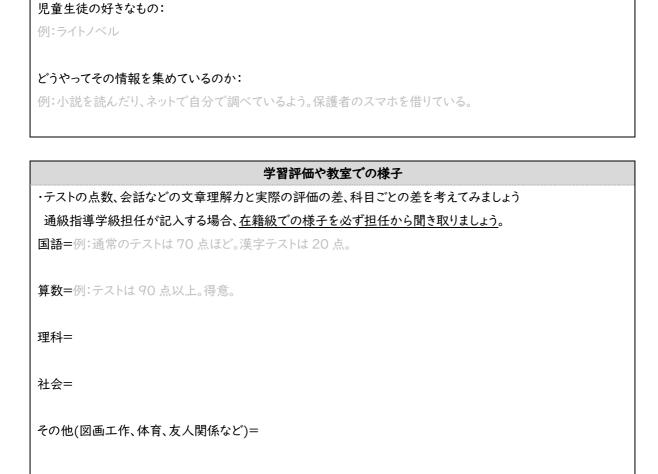
## これまで受検したアセスメントの名称と結果をすべて記載してください

例:WISC-IV FSIQ=88 VCI=95 PRI=85 WMI=95 PSI=70

## 医学的診断の有無

## 診断と治療内容(薬物療法の有無、通院状況など):

例:医療機関で ADHD 傾向があると指摘されたが、服薬などの治療は行っていない。



児童生徒の興味関心

## 授業の様子

・ノートや連絡帳の取り方、黒板の写し方、話の聞き方、メモが正確に取れるか確認しましょう

例:連絡帳は書かない。個別に声かけをすると黒板を写し始めるが、写し終えるまで時間がかかる。

## 宿題、家庭学習の様子

例:宿題はあまりやってこない

家庭では保護者がやらせようと声掛けはしているが、嘘をついてやっていないことがあるそう。

児童生徒についての確認		
■視力 □眼鏡使用 □席を前にしても黒板が見えづらい □他児と比べて教科書を顔に近づけて読んでいる □困難さはない		
■聴力 □補聴機器使用 □集団の中だと聞き取りづらい □困難さはない		
■不器用さ □印刷物をめくることが難しい □鉛筆を持つことが難しい □困難さはない		
■指示の通り方 □指示の内容を理解していない □内容は理解しているが、行動できない □困難さはない		
■生活の様子*遅刻が多い、起床時間、就寝時間、家庭で気になることなどあれば記載しましょう。		
学習の環境		

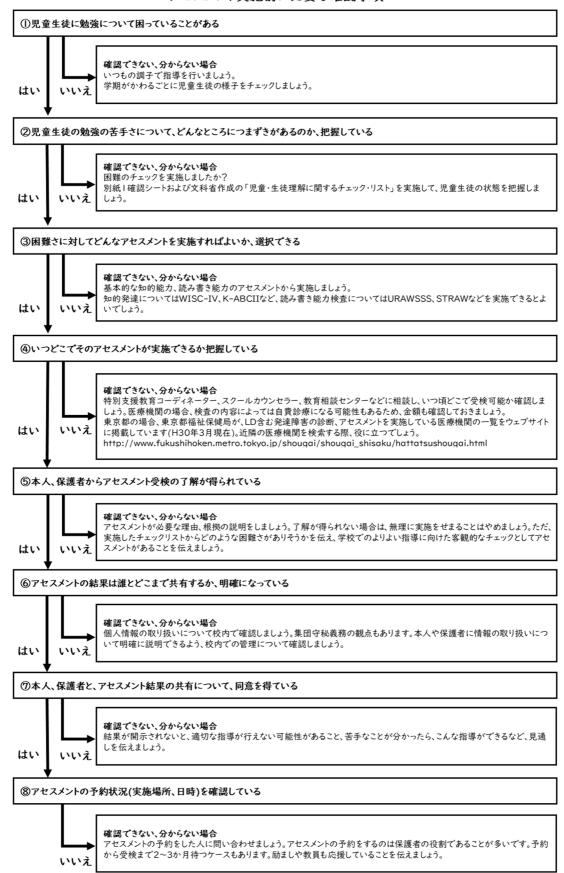
- ■教室の音(他の児童生徒のおしゃべり、物音、ノイズなど)
- □気になる □気にならない
- ■明るさ
- □明るい方がよい □暗い方がよい □蛍光灯の方がよい □自然光の方がよい
- □他の児童生徒と差はない
- ■パーソナルスペース(他人に近付かれると不快に感じる距離感のこと)
- □狭い方がよい □広い方がよい □特に配慮は必要ない
- ■その他
- ●文科省作成の「児童・生徒理解に関するチェック・リスト」で特別支援のニーズも確認しましょう。

## 【参考文献】

Gierrach, J., & Stindt, K. (2009). Assistive technology for activities of daily living. Assessing Students' Needs for Assistive Technology (ASNAT) 5th Edition - complete version.

 ${\tt URL:http://www.wati.org/?pageLoad=content/supports/free/index.php}$ 

#### アセスメント実施前に必要な確認事項



## 音声教材利用環境の確認事項

□ ①音声教材を使用できる機材がある	□ ④ネットワーク環境が利用できる
<ul> <li>音声教材を使用できる機材一覧</li> <li>iPad</li> <li>WindowsPC</li> <li>タブレットPC</li> <li>スマホ</li> <li>アンドロイド</li> <li>使用できる機材がない</li> <li>→使用できる機材は、学校の視聴覚室にあるパソコンなど、身近なところにもあります。許諾が必要な場合は、管理者に問い合わせましょう。</li> </ul>	□ 外部へのネットワーク接続可能 □ 外部へのネットワーク接続不可能 □ 一部の場所で外部へのネットワーク接続可能 (場所: ) □ 家庭でネットワーク接続ができる □ 家庭でもネットワーク接続はできない →ネットワーク接続が不可の場合は、利用できないか学校長、教育委員会と交渉した上で、AccessReading事務局まで個別にお問い合わせください。
□ ②音声教材を使用する機材の所有者が明らかになっている	□ ⑤使用できる機材で音声教材を使用できるように設定する
<b>主な所有者一覧</b> □ 児童生徒所有のもの □ 家庭が所有するもの □ 学校が所有するもの □ 教育委員会が所有するもの □ 教育の私物 □ その他( )	□ Windowsの場合 ・音声エンジンの確認 ・Wordの設定 ・Wordアドインソフトのインストール □ iPad, Macの場合 ・読み上げ設定 ・EPUBファイルを使用できるアプリの確認(iBooks等) □ アンドロイドの場合
□ ③音声教材を使用する場所、保管場所が明確になっている	・読み上げ設定 ・EPUBファイルを使用できるアプリの確認
主な使用場所一覧(複数回答可) □ 児童生徒の自宅 □ 普通級 □ 通級指導学級 □ その他(  ○ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	(Google Playブックス等) □ 設定の仕方が全く分からない →AccessReading事務局に問い合わせください。 □ ⑥データ管理者は誰か明確になっている □ 保護者 □ 学校(担当者: )

## 謝辞

「音声教材配信フレームワーク」の作成にあたり、研究協力をしている京都府総合教育センター特別支援 教育部での実践ケースを参考にさせていただきました。多数の事例を示していただき、この場を借りて謝辞を 申し上げます。

#### AccessReading レポート No.

発行日 2018年12月20日

発行者 AccessReading

編集責任者 近藤武夫(東京大学先端科学技術研究センター) 著者 門目紀子(東京大学先端科学技術研究センター)

風早史子(東京大学先端科学技術研究センター)